

第33期中央労働委員会労働者委員の公正任命を求める要請書

2014年 月

内閣総理大臣
安倍 晋三 殿
厚生労働大臣
田村 憲久 殿

団体名

代表者

印

所在地

要請趣旨

1989年11月、全労連・連合が発足したことを契機に、中央労働委員会労働者委員で行われてきた系統別の任命が大きく変わりました。全労連や中立系などの候補が排除され、連合が推薦する委員のみの不公正な任命となり、意見の違う組合の声が反映されにくくなりました。

こうした不公正な任命に対して、全国労働組合総連合（全労連）・日本マスコミ文化情報労組会議（MIC）・純中立労働組合懇談会（純中立労組懇）で構成する全国労働委員会対策会議は、労働者委員を公正に任命するように政府・厚生労働省に要請し、裁判やILOへの提訴も行ってきました。

その結果、2008年11月、特定独立法人担当（4人）について、連合推薦ではない労働者委員が選任され、3期6年にわたって任命されています。しかし、民間（一般企業）担当の労働者委員（11人）は、組織人数で11%を占める労働委員会対策会議の推薦候補を一貫して選任せず、連合推薦の委員だけを選任するという不公正な任命を続けています。

こうした流れは、都道府県労働委員会でも根強くあります。全国労働委員会対策会議の傘下組織が公正任命を求めて起こした裁判では、「形式的には審査の対象としながらも実質的には全く審査をせず、連合北海道に属する推薦組合に係る候補者のみを再任する本件処分及んだもので、本件各処分は、労組法上の推薦制度の趣旨を没却するものとして、裁量権の逸脱・濫用にあたると言わなければならない」（平成23年・札幌地裁）という厳しい判決も出されています。こうしたたたかひの結果、10を超える都府県労働委員会でも偏向任命は是正されるようになっています。

一方、2006年4月から施行されている労働審判制度では、最高裁による労働組合法適用の組織人員比による労働審判員の公正な任命が行われています。

国が定めた基準として「複数の潮流の労働組合が併存する場合には、その性格や運動方針の違いによって差別してはならず、特に労働者委員の任命にあたっては、推薦された候補者について予断も偏見も抱かずに一定の基準に則って公平かつ公正になされなければならない」（54号通牒：昭和24年7月29日付：労働省労働次官発・発労第54号）という通達があります。

中労委労働者委員を任命する総理大臣、推薦者を決める厚生労働大臣には、連合からの推薦者のみの任命をやめ、公正な任命を要請します。

要請事項

労働組合法の団結擁護の趣旨を踏まえ、第33期中央労働委員会労働者委員の公正任命をはかること。特定独立法人関係では、岸田重信氏の再任、一般企業関係では、安部昌男氏を任命すること。